令和８年９月１８日

五所川原市教育委員会
令和８年第９回定例会
提案事件綴
（その２）

五所川原市教育委員会

目　　次

１	議案第２３号	五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について	Ｐ　１
２	議案第２４号	五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	Ｐ　３

議案第２３号

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第１号）の一部を改正する訓令を下記のとおり制定する。

記

１　改正理由

五所川原市職員倫理条例第４条第１項の規定に基づき、職員の職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に、市長部局において五所川原市職員倫理規程（以下「規程」という。）を定めることから、教育委員会の職員にあっても当該規程に準ずるため、所要の改正を行うものである。

２　改正内容

「職員倫理」の追加

事務局（委員会）の職員の職務に係る倫理に関して必要な事項は、規程の例によるものとする。

３　改正案

別紙のとおり

４　施行期日

令和８年10月１日

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員倫理） 第５条　教育委員会の事務局及び教育機関の職員の職務に係る倫理に関して必要な事項は、五所川原市職員倫理規程（令和８年五所川原市訓令第　号）の例による。 （補則） 第６条　略	（補則） 第５条　略
※下線部分は改正部分	

附　則

この訓令は、令和８年10月１日から施行する。

議案第２４号

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則（平成20年五所川原市教育委員会規則第５号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

１　改正理由

これまで使用料の設定がされていなかった喫茶コーナー及び臨時売店に係る使用料を新たに設定することに伴い、所要の改正を行うため。

２　改正内容

使用料の設定に伴い、様式第１号及び様式第２号等の改正を行う。

３　改正案

別紙のとおり

４　施行期日

令和９年１月１日

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則（平成20年五所川原市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用料の還付） 第９条　条例第10条ただし書の規定による使用料の還付基準は、次の各号に定めるとおりとする。 （１）～（３）　略 ２・３　略	（使用料の還付） 第９条　条例第10条第１項ただし書の規定による使用料の還付基準は、次の各号に定めるとおりとする。 （１）～（３）　略 ２・３　略

様式第１号（第４条関係）

様式第１号（第４条関係）

五所川原市ふるさと交流圏民センター使用許可申請書

年　月　日

五所川原市教育委員会

申請者　住所（所在地）
氏名（名　称）
代表者の氏名
電話番号

次のとおり使用の許可を受けたいので申請します。

使用目的																						
催物の名称																						
種別	講演、講習、研究、会議、演劇、演芸、音楽、舞踊、展示、映画、その他																					
予定人員	出演者　人				主催者　人				観　客　人				合　計　人									
使用責任者	住　所																					
	氏　名										電　話											
入場方法	□有　料　□無　料　□整理券　□会員券　□招待券　□その他																					
席別	□指定席　□自由席																					
発行券	前売り	円　枚　招待券　枚 円　枚 円　枚　整理券　枚							当日	円　枚 円　枚 円　枚			合計	枚								
特別の施設の設置等	□する（　　）□しない																					
施設内での販売	□する（　　）□しない																					
施設名	年	月	日	曜	使　用　時　間						うち準備、リハーサル				＊使　用　料							
大ホール					時　分～　時　分						～				＊						円	
小ホール					時　分～　時　分						～				＊						円	
リハーサル室					時　分～　時　分						～				＊						円	
研修室					時　分～　時　分						～				＊						円	
第1234567 楽屋					時　分～　時　分						～				＊						円	
喫茶コーナー					時　分～　時　分						～				＊						円	
臨時売店					時　分～　時　分						～				＊						円	
付属設備等の使用料															＊						円	
使　用　料　合　計															＊						円	
使用内訳	□準備　時　分□開場　時　分　□開演　時　分　□終演　時　分																					
決裁伺　上記により許可してよろしいか。　＊指令第　号 年　月　日																						
	所　長				次　長				係				受付者									

注１　＊印の箇所には記入しないでください。
　２　使用時間には、準備及び撤収のための時間を含みます。

五所川原市ふるさと交流圏民センター使用許可申請書

年　月　日

五所川原市教育委員会

申請者　住所（所在地）
氏名（名　称）　㊞
代表者の氏名
電話番号

次のとおり使用の許可を受けたいので申請します。

使用目的																						
催物の名称																						
種別	講演、講習、研究、会議、演劇、演芸、音楽、舞踊、展示、映画、その他																					
予定人員	出演者　人				主催者　人				観　客　人				合　計　人									
使用責任者	住　所																					
	氏　名										電　話											
入場方法	□有　料　□無　料　□整理券　□会員券　□招待券　□その他																					
席別	□指定席　□自由席																					
発行券	前売り	円　枚　招待券　枚 円　枚 円　枚　整理券　枚							当日	円　枚 円　枚 円　枚			合計	枚								
特別の施設の設置等	□する（　　）□しない																					
施設内での販売	□する（　　）□しない																					
施設名	年	月	日	曜	使　用　時　間						うち準備、リハーサル				＊使　用　料							
大ホール					時　分～　時　分						～				＊						円	
小ホール					時　分～　時　分						～				＊						円	
リハーサル室					時　分～　時　分						～				＊						円	
研修室					時　分～　時　分						～				＊						円	
第1234567 楽屋					時　分～　時　分						～				＊						円	
付属設備等の使用料															＊						円	
使　用　料　合　計															＊						円	
使用内訳	□準備　時　分□開場　時　分　□開演　時　分　□終演　時　分																					
決裁伺　上記により許可してよろしいか。　＊指令第　号 年　月　日																						
	所　長				次　長				係				受付者									

注１　＊印の箇所には記入しないで下さい。
　２　使用時間には、準備及び撤収のための時間を含みます。

様式第２号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

（表面）

五所川原市ふるさと交流圏民センター使用許可（不許可）決定書

指令第　　号
年　月　日

住所（所在地）
氏名（名　称）
代表者の氏名　　様

五所川原市教育委員会　㊞

年　月　日付けで申請のあった五所川原市ふるさと交流圏民センターの使用については、次のとおり許可（不許可）決定します。

使用目的													
催物の名称													
種別	講演、講習、研究、会議、演劇、演芸、音楽、舞踊、展示、映画、その他												
予定人員	出演者　人	主催者　人	観　客　人	合　計　人									
使用責任者	住　所												
	氏　名			電　話									
入場方法	□有　料　□無　料　□整理券　□会員券　□招待券　□その他												
席別	□指定席　□自由席												
発行券	前売り	円　枚 円　枚 円　枚	招待券　枚 整理券　枚	当日	円　枚 円　枚 円　枚	合計	枚						
特別の施設の設置等	□する（　　）□しない												
施設内での販売	□する（　　）□しない												
施設名	年	月	日	曜	使用時間	うち準備、リハーサル	使用料						
大ホール					時　分～　時　分	～	円						
小ホール					時　分～　時　分	～	円						
リハーサル　室					時　分～　時　分	～	円						
研　修　室					時　分～　時　分	～	円						
第1234567 楽屋					時　分～　時　分	～	円						
喫茶コーナー					時　分～　時　分	～	円						
臨時売店					時　分～　時　分	～	円						
付属設備等の使用料							円						
使用料合計							円						
使用内訳	□準備　時　分□開場　時　分　□開演　時　分　□終演　時　分												
不許可理由 注意事項（裏面） 許可条件													

様式第２号（第４条関係）

（表面）

五所川原市ふるさと交流圏民センター使用許可（不許可）決定書

指令第　　号
年　月　日

住所（所在地）
氏名（名　称）
代表者の氏名　　様

五所川原市教育委員会　㊞

年　月　日付けで申請のあった五所川原市ふるさと交流圏民センターの使用については、次のとおり許可（不許可）決定します。

使用目的													
催物の名称													
種別	講演、講習、研究、会議、演劇、演芸、音楽、舞踊、展示、映画、その他												
予定人員	出演者　人	主催者　人	観　客　人	合　計　人									
使用責任者	住　所												
	氏　名			電　話									
入場方法	□有　料　□無　料　□整理券　□会員券　□招待券　□その他												
席別	□指定席　□自由席												
発行券	前売り	円　枚 円　枚 円　枚	招待券　枚 整理券　枚	当日	円　枚 円　枚 円　枚	合計	枚						
特別の施設の設置等	□する（　　）□しない												
施設内での販売	□する（　　）□しない												
施設名	年	月	日	曜	使用時間	うち準備、リハーサル	使用料						
大ホール					時　分～　時　分	～	円						
小ホール					時　分～　時　分	～	円						
リハーサル　室					時　分～　時　分	～	円						
研　修　室					時　分～　時　分	～	円						
第1234567 楽屋					時　分～　時　分	～	円						
付属設備等の使用料							円						
使用料合計							円						
使用内訳	□準備　時　分□開場　時　分　□開演　時　分　□終演　時　分												
注意事項（裏面） 許可条件													

（裏面） 注　意　事　項 1　この許可書は、五所川原市ふるさと交流圏民センター（以下「圏民センター」といいます。）の使用中携帯し、職員からの要求があったときは提示してください。 2　圏民センターの使用の権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。 3　圏民センターの使用料は、指定期日までに納入してください。 4　既に収めた圏民センターの使用料は、条例に定める場合以外はお返ししません。 5　圏民センターの使用については、使用の目的となる公演等のプログラム等を提出するほか、必要な事項を事前に職員と打ち合わせてください。 6　圏民センターの使用の目的となる公演等に関しての準備及び撤収は、許可された時間内に使用者側で行ってください。 7　圏民センター内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。 8　圏民センターの施設、設備等を破損、汚損又は滅失したときは、何人の行為であっても使用者がその損害を賠償しなければなりません。 9　圏民センターの施設内において騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないでください。 １０　圏民センターの施設、備品等の使用に当たっては、全て職員の指示に従ってください。	（裏面） 注　意　事　項 1　この許可書は、五所川原市ふるさと交流圏民センター（以下「圏民センター」といいます。）の使用中携帯し、職員からの要求があったときは提示して下さい。 2　圏民センターの使用の権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。 3　圏民センターの使用料は、指定期日までに納入して下さい。 4　既に収めた圏民センターの使用料は、条例に定める場合以外はお返ししません。 5　圏民センターの使用については、使用の目的となる公演等のプログラム等を提出するほか、必要な事項を事前に職員と打ち合わせて下さい。 6　圏民センターの使用の目的となる公演等に関しての準備及び撤収は、許可された時間内に使用者側で行って下さい。 7　圏民センター内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置して下さい。 8　圏民センターの施設、設備等を破損、汚損又は滅失したときは、何人の行為であっても使用者がその損害を賠償しなければなりません。 9　圏民センターの施設内において騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないで下さい。 １０　圏民センターの施設、備品等の使用に当たっては、すべて職員の指示に従って下さい。
※下線部分は改正部分	

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。